

鳥取労働局発表
平成30年7月30日(月)

鳥取労働局職業安定部長 喜多見 靖
職業安定部職業安定課長 花倉 隆
職業安定部職業安定課雇用保険係長 高田 輝男
電話 (0857) 29-1707

平成30年7月豪雨災害の激甚災害指定に伴う

雇用保険特例措置の実施について

- ✚ 平成30年7月豪雨災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害は激甚災害として指定され、併せて当該災害に対する措置を指定する政令が7月24日(火)に閣議決定しました。
- ✚ 7月27日(金)に当該災害に対する措置を指定する政令が公布・施行されたことに伴い、鳥取労働局においても雇用保険失業給付に関する特例措置を実施します。

1 雇用保険失業給付の特例措置について

⇒ 添付のリーフレットをご覧ください。

2 鳥取労働局管内における各ハローワークでの相談受付について

◆ 鳥取労働局管内の各ハローワークにおいて今回の災害に関する相談窓口を設置しております。

(主なご相談事項)

- 雇用調整助成金の特例措置をはじめとする支援制度や、被災した事業所における労働者の雇用維持等に関すること。
- 雇用保険の特例措置をはじめ、被災した事業所に雇用される者に関する雇用保険の失業給付に関すること。
- 災害の影響により離職した労働者に関する職業相談及び紹介に関すること。
- その他、今般の豪雨災害に関連する労働局・ハローワーク関連の特例措置について。

3 本特例措置に関するお問い合わせ先

- 鳥取労働局職業安定部職業安定課 TEL 0857(29)1707
- 鳥取公共職業安定所 TEL 0857(23)2021 (代表)

[部門コード]

雇用保険認定・給付係 「11#」(失業認定日の変更や雇用保険の給付に関すること)

雇用保険適用係 「21#」(雇用保険資格喪失届と離職票の発行に関すること)

事業所指導援助部門「32#」(災害による事業所の休廃止並びに助成金に関すること)

- 米子公共職業安定所 TEL 0859(33)3911
- 米子公共職業安定所根雨出張所 TEL 0859(72)0065
- 倉吉公共職業安定所 TEL 0858(23)8609